

平成 22 年 9 月 22 日

各部署事務（部）長 殿

国 際 部

留学生・外国人研究者支援課長

日本学生支援機構が運営する国際交流会館等の廃止に向けた
対応について（通知）

日頃より、留学生にかかる業務にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

既に、ご存じのことと存じますが、先に行われました行政刷新会議事業仕分けにおいて、日本学生支援機構が運営する「国際交流会館等留学生宿舍」については、別添とおり、現入居者に配慮したうえで廃止が予定されています。

つきましては、今後の指定枠入居者募集に際しては、下記入居期限を条件に入居者募集を実施いたしますのでよろしくお取り計らいお願い申し上げます。

記

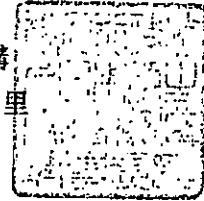
平成 23 年 4 月期入居者：入居期限平成 24 年 3 月末まで（1 年間）

平成 23 年 10 月入居者：入居期限平成 24 年 3 月末まで（6 ヶ月間）

学支交宿第 190 号
平成 22 年 9 月 15 日

各国公私立大学長
関係国公私立短期大学長 殿
関係国公私立高等専門学校長
関係専修学校長

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 梶山千里



(印影印刷)

日本学生支援機構が運営する国際交流会館等の廃止に向けた対応について（通知）

平素より本機構の留学生支援事業につきましては格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本機構が設置・運営する国際交流会館等留学生寄宿舍等につきましては、平成 22 年 4 月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、現在の入居者に配慮した上で廃止が相当とされました。このことを受け、平成 22 年 9 月 7 日付で文部科学省高等教育局長から本機構理事長あてに別紙「国際交流会館等留学生寄宿舍等の設置及び運営について（通知）」のとおり通知があり、原則として平成 24 年 3 月末に本機構の事業としては廃止し、留学生宿舍機能の維持を前提に、大学、自治体、民間に売却を進めることになりましたのでお知らせいたします。

本機構の各国際交流会館等に入居している留学生等につきましては、各国際交流会館等の事務室からお知らせいたしますが、各大学等におかれましても、下記の事項につきまして貴学等に在籍し、本機構の国際交流会館等に入居している留学生等及び今後入居を希望する留学生等に周知方宜しくお願いいたします。

記

1. 現在の入居者に対しては、入居期限終了時までこれまでと同様に取り扱います。
2. 空室が発生した場合は、平成 24 年 3 月末までの入居期限を条件に追加募集を実施します。

本件問い合わせ先
独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部交流・宿舍事業課
TEL 03-5520-6038



[参考資料]

日本学生支援機構が運営する国際交流会館等

■ 日本学生支援機構が運営する国際交流会館等

(平成22年度)

国際交流会館名	居室数	所在地
札幌国際交流会館	50	札幌市豊平区豊平6条6丁目5-35
仙台第一国際交流会館	57	仙台市青葉区三条町10-15
仙台第二国際交流会館	79	仙台市宮城野区東仙台6-14-15
駒場国際交流会館	314	目黒区駒場4-5-29
祖師谷国際交流会館	362	世田谷区上祖師谷4-24-1
東京国際交流館	787	江東区青海2-2-1
東京日本語教育センター留学生寮	149	新宿区北新宿3-22-7
金沢国際交流会館	49	金沢市もりの里1-147
大阪第一国際交流会館	263	吹田市津雲台3-3、3-10-D81
大阪第二国際交流会館	40	大阪市北区神山町1-31
大阪日本語教育センター留学生寮	54	大阪市天王寺区上本町8-3-13
兵庫国際交流会館	197	神戸市中央区脇浜町1-2-8
広島国際交流会館	41	広島市中区広瀬北町9-3
福岡国際交流会館	54	福岡市博多区店屋町4-1
大分国際交流会館	204	別府市京町11-8